

日本顎口腔機能学会 名誉会員推薦規則

平成 11 年 9 月 4 日制定

平成 25 年 4 月 21 日改正

第 1 条 日本顎口腔機能学会名誉会員（以下「名誉会員」という）は、この規則の定めるところによる。

第 2 条 名誉会員の推薦を受ける者は、本学会に特に大きい貢献があったと認められ、次の各号に該当する者とする。

(1) 日本顎口腔機能学会会員にあっては長年にわたって継続して会員であること。

(2) 大学教員にあっては退職の後、臨床医にあっては 65 歳以上であること。

第 3 条 名誉会員の推薦は、理事が推薦状、経歴書を添えて会長宛に行う。

第 4 条 理事会の議を経るものとする。

第 5 条 名誉会員は、学会費および学術大会参加費を免除し、理事会、評議員会および総会に出席することができる。ただし、採決に加わることはできない。

第 6 条 この規則を改正する場合は、理事会および評議員会の議を経て、総会において決定する。

附 則

- 1 この規則は、平成 11 年 9 月 4 日から施行する。
- 2 この規則は、平成 25 年 4 月 21 日から施行する。